

判例研究

性同一性障害者特例法3条1項5号の 合憲性に関する裁判例

大塚 翔 吾

第1 事案の概要

2025年(令和7年)9月19日札幌家庭裁判所審判⁽¹⁾(以下、「本件審判」という。)は、生物学的な性別と性自認が一致しない性同一性障害者(トランスジェンダー)である申立人2件(一方の申立人は生物学的な女性で男への変更を希望、もう一方の申立人は生物学的な男性で女への変更を希望)が、戸籍上の性別変更を求めて、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下、「特例法」という。)に基づき、性別の取扱いの変更を申し立てた事案である。

申立人らは、特例法3条1項1号(18歳以上)、2号(現に婚姻をしていないこと)、3号(現に未成年の子がいないこと)の要件は満たしていたものの、5号要件である「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」(以下、「外観要件」という。)は充足していなかった。

申立人らはいずれも性別適合手術を施行しておらず、またホルモン療法については、一方の申立人(女性→男性)は喘息やアレルギー等による副作用の懸念から未施行、他方の申立人(男性→女性)は過去に副作用で中止し、再開することが困難であるという事情があった。

申立人らは、外観要件について、主位的には合憲的限定解釈をすべきであると主張し、予備的には憲法13条に反して違憲無効であると主張した。

本件は、2023年(令和5年)10月25日最高裁判所大法廷決定(以下、「2023年最高裁決定」という。)⁽²⁾が特例法3条1項4号(生殖不能要件)を違憲と判断した後も、判断を留保し、審理を差し戻した5号要件(外観要件)

(1) LEX/DB、Westlaw Japan 搭載

(2) 民集77巻7号1792頁 憲法判例百選(第8版)21事件

の合憲性が、下級審において改めて正面から問われた事案であった。

第2 判旨

1 主文

申立人の性別の取扱いを、女から男へ、男から女へ、それぞれ変更する。

2 判示事項

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（特例法）3条1項5号は、憲法第13条に違反し、無効である。

(1) 外観要件の定義と充足性

特例法3条1項5号規定（以下、「5号規定」、「5号要件」という。）は、「『その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること』との比較的幅のある評価的な文言を用いていることなどから、その身体につき他の性別に係る身体の外性器に係る部分に近い外観を有していることで足りると解されており」、「外性器の除去術及び形成術を受けておらずとも、継続的なホルモン療法によって外性器の形状に変化・・・が生じている場合にも充足し得る」。

5号規定を充足するためには、「外性器の除去術及び形成術又は外性器の形状に変化が生ずるほどの継続的なホルモン療法（以下、これらの治療を併せて『外性器手術等』という。）を受ける必要があると解される」。

本件申立人らは、「性別適合手術及びホルモン療法のいずれについても未施行であり・・・、5号規定を充足しないというべきである」。

(2) 身体への侵襲を受けない自由の制約（憲法13条）

「外性器手術が不可逆的な結果をもたらす身体への強度の侵襲であることは明らかである」。また、ホルモン療法も、「生命又は身体に対する相当な危険又は負担を伴う身体への侵襲とすることができる」。

性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることは、「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益というべきであって、5号規定は、この重要な法的利益を実現するために、治療としては外性器手術等を要しない性同一性障害者に対しても、外性器手術等を受けることを余儀なくさせるという点において、憲法13条が保障する身体への侵襲を受けない自由を制約するものということができる」。

「このような制約は、身体への侵襲を受けない自由の重要性に照らし、必要かつ合理的なものということができる限り、許されないというべきである」。

(3) 目的の必要性の検討

5号規定の目的は、「他の性別に係る身体の外性器に係る部分に近い外観がなければ、例えば外性器の形状が他者の目に触れ得る公衆浴場等で問題を生ずるなど、社会生活上混乱を生ずる可能性があることなどが考慮されたものと解され、その目的には合理性があるといえる」。

しかし、申立人らのような性同一性障害者は、「あえて他の利用者を困惑させ混乱を生じさせる行動に出ると想定すること自体現実的ではない」ため、「5号規定がなかったとしても、性同一性障害者の公衆浴場等の利用に関連して社会生活上の混乱が生ずることは、極めてまれなことであると考えられる」。

公衆浴場等の男女区分は、「風紀の観点から性別に係る身体的な特徴に基づいて行われている」「法律に基づく事業者の措置という形で社会生活上の規範を構成しているといえ、それ自体が、法令の規定の適用による性別の取扱い（特例法4条1項参照）ではない」。

よって、「5号規定によって、公衆浴場等における社会生活上の混乱を回避する必要性は、現時点において、相当に低いものとなっているというべきである」。

(4) 制約の態様及び程度の検討

特例法制定後、「性同一性障害に対する医学的知見が進展し・・・、必要な治療を受けたか否かは外性器手術等を受けたか否かによって決まるものではなくっており、外観要件を課すことは、医学的にみて合理的関連性を欠くに至っているといわざるを得ない」。

5号規定は、治療を要しない者に対し、「身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度の若しくは相当な危険や負担を伴う身体的侵襲である外性器手術等を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものになったということができる」。

したがって、「5号規定による制約の程度は重大なものというべきである」。

(5) 結論

「5号規定による身体への侵襲を受けない自由の制約については、現時点において、その必要性が相当に低く、その程度が重大なものとなっていることなどを総合的に較量すれば、必要かつ合理的なものということとはできない」。

「よって、5号規定は憲法13条に違反するものというべきである」。

5号規定に係る要件は「特例法の趣旨及び基本的内容と不可分の関係にあるとはいえない」ため、「5号規定の違憲を理由として特例法全体を無効にすることは、立法の目的に反するというべきである」。

「よって、5号規定だけが無効になると解するのが相当である」。

申立人らは、「その余の要件を充たしているため、本件申立てには理由があり、これを認容すべきである」。

第3 解説

1 事案の背景

本件審判は、性同一性障害者（生物学的な性別が女性である申立人：令和7年（家）第1099号、生物学的な性別が男性である申立人：令和6年（家）第1212号）が、戸籍上の性別変更を求めた事案である。特例法3条1項は、性別変更の要件として、未婚、未成年ではない、子がない（1号～3号）という社会的な要件に加え、生殖不能要件（4号）と外観要件（5号）という身体的要件を定めていた。

このうち、4号要件については、本件審判に先立つ2023年最高裁決定により、憲法第13条に違反し違憲無効と判断されていた。同決定は、4号要件が「身体への侵襲を受けない自由」に対する「過剰な制約」であると認定したものの、5号要件の合憲性については、審理不十分を理由に結論を避け、高裁に差し戻し、憲法学上の課題の一つとして残されていた⁽³⁾。

(3) 下村沙季マリン「性同一性障害特例法による生殖不能要件の憲法適合性と国際人権基準」(法学セミナー増刊 速報判例解説 vol.36 新・判例解説 Watch) 284頁等 2023年最高裁決定の判例評釈では「今後の動向を注視する必要がある」などと注目されていた。

本件審判は、この2023年最高裁決定が判断を留保した5号要件（「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」）の合憲性について、正面から審査を行い、法令違憲の主張を認めたものである。

2 判旨の結論

本件審判は、特例法3条1項5号（外観要件）は、憲法13条に違反し、無効である（法令違憲）と判断した。申立人らは性別適合手術（外性器手術）及びホルモン療法のいずれも受けていなかったが、この違憲判断により、性別変更の申立てが認容された。

3 本件審判の論理構造

本件審判の論理構造は、2023年最高裁決定が示した審査枠組みを5号要件に適用したものと見える。その判断構造は、以下の通りである。

(1) 憲法上の権利の特定と審査基準の選択

ア 憲法13条「身体への侵襲を受けない自由」の特定

本件審判は5号要件を充足するため「外性器の除去術及び形成術」を受ける必要があることを「不可逆的な結果をもたらす身体への強度の侵襲であることは明らかである」と判示した。これは2023年最高裁決定が「生殖腺除去手術は、精巣又は卵巣を摘出する手術であり、生命又は身体に対する危険を伴い不可逆的な結果をもたらす身体への強度な侵襲であるから、このような生殖腺除去手術を受けることが強制される場合には、身体への侵襲を受けない自由に対する重大な制約に当たる」と判示したことを「外性器の除去術及び形成術」に適用したものと見える。

そして、本件審判は、5号要件を充足するためのもう一つの方法である「外性器の形状に変化が生ずるほどの継続的なホルモン療法」についても「効果や副作用等からすると、外性器手術より強度は低いものの、生命又は身体に対する相当な危険又は負担を伴う身体への侵襲とすることができる」と判示した。これは、2023年最高裁決定が示した「手術」だけでなく、「療法」についても「身体への侵襲」にあたることを示した。これは、2023年最高裁決定の三浦守裁判官反対意見が示した内容とほぼ同旨であり、本件審判は同意見を採用して

2023年最高裁決定の考え方を一歩進めたものと評価できる⁽⁴⁾。

このように、本件審判は5号要件を充足するために必要となる上記形成術及び療法が「不可逆的な結果をもたらす身体への強度の侵襲」とか、「生命又は身体に対する相当な危険又は負担を伴う身体への侵襲」を「余儀なくさせる」点を問題視し、「憲法13条が保障する身体への侵襲を受けない自由を制約する」ことを示した。

この「身体への侵襲を受けない自由」について2023年最高裁決定⁽⁵⁾は「人格的生存に関わる重要な権利」と述べている。これは、憲法13条が保障する自由として「個人の『私生活上の自由』よりも、一段上のレベルの『人格的生存に関わる重要な権利』が設定された」と評価されているところである⁽⁶⁾。本件審判は、2023年最高裁決定が判示したように「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」が「人格的生存に関わる重要な権利として」憲法13条によって「保障されている」ということを特に述べてはいない。しかし、このような「一段上のレベルの」同自由が同条によって保障されていることを当然の前提として判断しているといえる。

本件審判は同自由が手術の強制が当事者にもたらす負担の重さを「外性器手術等を受けることを余儀なくさせる」という表現で考慮し、この制約の程度が重大であることから、「必要かつ合理的なものといえることができない限り、許されない」と、「限り」という表現を用いて、目的と手段の関係を厳格に審査して合憲性を判断すべき旨を判示したといえる。これは、2023年最高裁決定における審査基準の選択と軌を一にするものであり、身体の不可侵権に対する制約は、立法府の広

-
- (4) 報道によると2023年最高裁決定の差戻審である広島高決2024年(令和6年)7月10日(判例集未搭載)は外観要件を満たすために常に手術が必要だと解釈すれば、手術を受けるか性別変更を断念するか二者択一を迫ることとなり「違憲の疑いがある」とし、手術を伴わなくても外観要件を満たせる場合があると解釈したようである(産経新聞2024年7月10日記事等参照)。
- (5) なお、同決定は「自己の意思に反して」身体への侵襲を受けない自由と述べている。
- (6) 齊藤笑美子「法的性別と性自認——特例法手術要件の合憲性」(法学教室2024年5月号(No.524))41頁

範な裁量に委ねられることなく、「必要かつ合理的なものということができない限り」という厳格な審査が必要であることを示唆している。

イ 「重要な法的利益」の承認

本件審判が、性別変更によって得られる利益を「性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることは」「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」と明確に位置づけた点も重要である。これは、2023年最高裁決定の判示を引き継いだものであり、戸籍の性別欄が単なる形式的な記載に留まらず、憲法が基本理念とする「個人の尊重」（憲法13条）にかかわる「個人の人格」的価値と「結び付いた」重要な利益であることを認めたものといえる。

この利益が憲法13条の保障を受けるかは、2023年最高裁決定と同様に本件審判も明らかにはしていない。しかし、単に「法的利益」ではなく「重要な」法的利益として承認されたことや憲法が基本理念とする「個人の尊重」（憲法13条）にかかわる「個人の人格」的価値と「結び付いた」ことが、続く制約の審査において、目的達成のためにこの利益を放棄させる手段（＝手術等の強制）を過剰と評価する基礎となったと考えられる⁽⁷⁾。

(2) 5号要件による制約の重大性

本件審判は、5号要件が外性器手術を当事者に強いる状況を、4号要件に対する2023年最高裁決定での評価と同様に、「過酷な二者択一」として、制約の重大性を認定した。

外性器手術は、生殖腺除去手術と同様に、不可逆性、重度の身体的侵襲性、高い医療費、そして合併症のリスクを伴う。本件審判は、この手術の強制が当事者に迫る選択を、以下の通り具体的な言葉で表現した。

「身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度の若しくは相当な危険や負担を伴う身体的侵襲である外性器手術等を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法

(7) なお、2023年最高裁決定の宇賀克也裁判官反対意見では、「性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることは。・・・憲法13条で保障される基本的人権」と評価されている。

的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものになったとすることができる」。

この認定は、「過酷な二者択一」という状況が、4号要件（生殖腺除去）だけでなく、5号要件（外性器手術）においても構造的に同一であり、当事者の身体の不可侵権と自己実現の権利といういずれも憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法13条）に深く関わる2つの重要な権利のどちらかを犠牲にすることを強いる本質的な権侵害であることを明確に示したといえる。この構造を確認した上で本件審判は、「5号規定による制約の程度は重大なものというべきである」と結論付けた。この判断は、手術の種類に関わらず、「手術の強制」等という手段自体が憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法13条）に対する過剰な介入であることを示したものと見える。

(3) 目的と手段の審査

制約の重大性を認定した後、本件審判は、5号要件が追求する目的が合理的か、そしてその目的達成のために外性器手術の強制という手段が必要かつ合理的であるかを審査した。

ア 立法目的の正当性と限界

5号要件の立法目的について本件審判は、「他の性別に係る身体の外性器に係る部分に近い外観がなければ、例えば外性器の形状が他人の目に触れ得る公衆浴場等で問題を生ずるなど、社会生活上混乱を生ずる可能性があることなどが考慮されたもの」と判示する。

本件審判は、まず、この目的自体は合理性があるとする。

しかし、性同一性障害の当事者は自ら混乱を避ける行動をとる傾向があり、公衆浴場等の社会規範も戸籍上の性別とは独立しているため、外観要件が目的とする社会生活上の混乱回避の「必要性は、現時点において、相当に低い」と判示した。これは、2023年最高裁決定における三浦守裁判官反対意見や草野耕一裁判官反対意見が、5号規定がなくても事業者による個別ルールの設置運営によって維持されるといふ公衆浴場等の社会規範がある旨を指摘したことを考慮したものと考えられる。

そして、本件審判は、上記目的達成のために、「医学的にみて合理

性同一性障害者特例法3条1項5号の合憲性に関する裁判例的関連性を欠く制約」を課すことは「制約として過剰なものになっているというべきである」から許されないと判示した。

イ 合理的関連性の欠如と代替手段の存在論

本件審判は、手段の過剰性を論証するにあたり、以下の2点を重要な考慮要素として挙げた。

①対象者の限定

「特例法が治療を踏まえた2人以上の医師の一致した診断に基づいて認定される性同一性障害者を対象とすること」について、性別変更の対象者は既に性同一性障害という厳格な診断を経ており、その性自認が不安定な者を想定して厳格な制約を課す必要性は低いと判示した。

②より制限的でない手段の存在

「公衆浴場等の混乱の回避は他の手段によって解決を図ることも可能であることなども考慮すると」、混乱防止という目的が、外性器手術という極端な手段によってのみ達成されるわけではなく、「他の手段」、すなわち公衆浴場や更衣室等における個別的な対応、社会的な規範、利用者の理解促進、多目的施設の普及など、より制限的でない手段によって達成可能であることを認定し、「制約として過剰なものになっている」と判示した。

ウ 「現時点において」の動態的審査の徹底

本件審判は、2023年最高裁決定の論理をさらに推し進め、「現時点において」の社会状況を判断の根拠とした。

特例法制定時（2003年）には一定の合理的理由があったとされる規定も、20年以上の時を経て、「現時点において」その必要性が「相当に低く」なっているという事実を認定した。これは、性同一性障害に対する医療の進展、社会の理解度の飛躍的な向上、そして性別変更を巡る国際的な基準の変化（欧米における手術不要化）という立法事実の根本的な変化を違憲審査の際に考慮したといえる。

(4) 法令違憲の範囲と特例法に残る要件

本件審判は、5号要件が違憲無効となった場合の特例法全体の効力についても、慎重に判断を示した。

「5号規定が違憲無効と判断される場合、1号規定から3号規定までに係る要件のほか、特例法2条の性同一性障害者の定義に係る要件だけが残ることになるから、特例法の趣旨等に照らし、特例法全体が無効となるのか、5号規定だけが無効となるのが問題となり得る」。

その上で、特例法の制定趣旨が「性同一性障害者の治療効果を高め、社会的な不利益の解消を図る」ことにあることに鑑み、「5号規定の違憲を理由として特例法全体を無効にすることは、立法の目的に反するというべき」であり、「5号規定だけが無効になると解するのが相当である」と結論付けた。

2023年最高裁決定と本件審判の上記判断を合わせると、性別変更審判の可否は、以下の要件によってのみ判断されることになった。

- ①特例法2条：性同一性障害者であること（診断要件）。
- ②特例法3条1項1号：18歳以上であること。
- ③特例法3条1項2号：現に婚姻をしていないこと。
- ④特例法3条1項3号：現に未成年の子がいないこと。

4 憲法学上の意義と位置づけ

(1) 2023年最高裁決定との連続性

本件審判の最も大きな意義は、2023年最高裁決定が判示した「手術強制要件」の違憲判断の流れを、未解決の5号要件に適用したことにある。

2023年最高裁決定が4号を違憲としたことで、生殖不能という「機能」を巡る手術強制は否定されたものの、5号要件の性器の「外観」という側面からの手術強制は残っていた。本件審判は、この「機能」と「外観」という2つの異なる角度からの手術強制が、いずれも「過酷な二者択一」という同一の人権侵害構造を持つことを明らかにしたといえる。これにより、特例法がその制定当初から抱えていた「法的性別変更は手術による身体的変容を前提とする」という根本的な考えが、司法によって否定されたことになる。

(2) 身体の自己決定権の徹底的な優位性

本件審判は、身体の不可侵権（憲法13条）を、戸籍制度の維持や社会の混乱防止といった公共の利益よりも優位にあることを示したともいえる。

先に述べたように、当事者の身体の不可侵権と性別の自認という自己実現の権利はいずれも憲法の基本原理である「個人の尊重」(憲法13条)に深く関わる重要な権利である。このどちらかを犠牲にすることを「二者択一」として強いることは、「個人の尊重」を深く侵害する行為である。本件審判は手術を要求する行為が「医学的にみて合理的関連性を欠く」と断じることで、国家による不当な身体への介入に対する強い拒否を示したといえる。

ただ、外観要件を維持することによる社会の混乱防止といった公共の利益を維持すべきである旨の意見は少なくない。2023年最高裁決定の判例解説においては「5号要件も違憲とした3つの反対意見はいずれも、外生殖器要件を廃止しても、性別で区切られたスペースに関して大きな問題は起きないと楽観的である」とか、同決定から1か月も経たずに「心は女性」と主張する男性が女湯侵入容疑で逮捕された事案が発生したことなどから同反対意見は「呑気」であるなどと指摘されている⁽⁸⁾。また、今後の課題として「身体違和に苦しみ法的性別の変更を必要とする性同一性障害者を守ると同時に、他者(特に5号要件との関係で女性)の権利との調整を図るためには、性自認の利益の限界を認識することがまずは必要だと思われる」とも指摘されている⁽⁹⁾。今後は、2023年最高裁決定や本件審判が判示する通り手術要件は当事者の身体の不可侵権と性別の自認という自己実現の権利はいずれも憲法の基本原理である「個人の尊重」(憲法13条)に深く関わる重要な権利を侵害する人権侵害であることと、他者(特に女性)の権利を調整することが極めて重要であるといえる。

この点、2023年最高裁決定における三浦守裁判官反対意見や草野耕

(8) 前掲齊藤 42、43 頁

(9) 同上。その他、森本直子「性同一性障害特例法における性別変更のための生殖腺摘出要件の合憲性」(法学セミナー増刊 速報判例解説 vol.34 新・判例解説 Watch 47 頁)は、「生殖腺除去要件は内生殖器に関する手術要件であるため、その違憲判断と無効化は、一般社会／多数派との関係における調整をしない。これに対して、性器外観要件は、廃止した場合のトイレ、公衆浴場、更衣室等の男女別利用をめぐる混乱や不安が、しばしば一般社会／多数派から懸念される」との批判があることを指摘している。

一裁判官反対意見が違憲との意見を述べる「過程で、公衆浴場等の男女別利用をめぐる従来の規範は、5号規定がなくても事業者による個別ルールの設置運営によって維持されると明言」し、事業者による個別の運用によって上記権利の調整を図ることで「多数派の漠然とした不安や、『意に反して異性の性器を見せられない利益』を理由とする制約の必要性や相当性を否定したことは妥当である」との意見もある⁽¹⁰⁾。

(3) 国際人権基準との整合性の確保

国際的には、国連の女性差別撤廃委員会 (CEDAW) が、特例法の要件、特に不妊手術の強制を女性への差別として厳しく批判し、被害者への賠償を含む勧告を出している⁽¹¹⁾。また、トランスジェンダーの人権に関するイスタンブール原則やジョグジャカルタ原則は、性別変更から手術や診断の要件を撤廃することを求めている⁽¹²⁾。

本件審判による5号要件の違憲判断は、国際社会からのこれらの批判に対し、日本の司法が主体的に応答し、人権保障の国際的基準との整合性を確保しようとする意志を示したものとも捉えることができるのではないか。

(4) 付随的違憲審査制の限界と司法の能動性

本件は非訟事件であり、手術要件合憲の立場から主張を尽くす当事者(国)が不在という、付随的違憲審査制の制度的な限界(「死角」)を抱えていると指摘されていた⁽¹³⁾。2023年最高裁決定の評釈において、「アミカスキュリエ」の導入や、法務大臣の意見提出制度の活用が提言されていた⁽¹⁴⁾が、本件審判は、そのような制度的な援護なしに、当事者からの予備的請求に基づき法令違憲の判断を下した。

これは、憲法上の人権が重大な侵害にさらされている状況において、下級審裁判所が憲法の番人としての役割を放棄せず、能動的に事実を取

(10) 前掲森本 50 頁

(11) 前掲下村 284 頁

(12) 同上。

(13) 前掲齊藤 43 頁

(14) 同上。

性同一性障害者特例法3条1項5号の合憲性に関する裁判例集・認定し、人権保障を確保する司法の責務を果たしたと評価できる。

5 比較法的な考察とジェンダー法政策への影響

(1) 国際的な性別変更制度の潮流との対比

本件審判による手術要件の否定は、日本の性別変更制度を、国際的な潮流である「自己宣言方式」へと近づけるものである。

欧米諸国では、手術だけでなく、医師の診断すら不要とし、当事者の自己宣言のみで法的性別変更を認める国が増加している⁽¹⁵⁾。特例法は、「生物学的な性によって決まる」という原則を維持しつつ、性同一性障害という「疾病」の場合にのみ例外的に変更を認めるという、「医学モデル」の立場を採ってきた。本件審判は、この医学モデルの「身体的変容」の部分の剥ぎ取ることで、特例法を「性自認」を中核とする、より人権志向的なモデルへと変容させるものといえる⁽¹⁶⁾。

(2) 特例法に残された課題（1号・3号要件）への波及効果

本件審判により、特例法は未婚（2号）と未成年の子がないこと（3号）という2つの要件が残ることになった。

未婚要件（2号）については、性別変更を婚姻継続と引き換えに強制することは、結婚の自由（憲法24条）や家族の自己決定権を制約する。本件審判が手術の強制を違憲としたのと同様に、婚姻の継続という法的利益の放棄を強制することも、「人格の生存に関わる重要な権利」や「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」といった個人の尊重（憲法13条）に深く関わる権利を侵害する「過酷な二者択一」として違憲となる可能性があるといえる。

子がないこと（3号）については、子の利益の保護が目的とされるが、この目的達成のために性別変更を拒否することは、性別変更者の親権や

(15) 日テレNEWS NNN 2025年1月2日配信「『手術・診断』なし…広がる性別の自己申告制「セルフID」ヨーロッパで何が起きているのか？」https://news.ntv.co.jp/category/international/4630c7c08a444eb1939cd729c72d9978?utm_source=chatgpt.com

(16) これによって他者の権利（特に女性）との調整が重要な問題になったことは前述のとおりである。

子の福祉を不当に制約する可能性があり、平等原則に反する疑義もある。

2023年最高裁決定が示した「過酷な二者択一」による厳格な審査基準は、今後、これらの存続要件の合憲性を審査する際にも、影響力を持つ可能性がある。

6 結語

本件審判は、2023年最高裁決定が未解決とした特例法3条1項5号（外観要件）に対し、正面から法令違憲の判断を下すことで、日本の性別変更制度における手術強制要件を全面的に否定した裁判例である。

以上

【参考文献】

1 本件審判に関する参考文献

- ①小林直三「性別の取扱いの変更の審判のいわゆる外観要件を違憲とした札幌家裁審判に関する一考察」（《WLJ 判例コラム 臨時号》第361号）
- ②「性別変更の外観要件「違憲」手術やホルモン治療不要に 札幌家裁が判断…医師も評価 北海道」（STV ニュース北海道 /Yahoo! ニュース）

2 2023年最高裁決定に関する参考文献

- ①野中伸子「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号と憲法13条」（法曹時報77巻1号271頁）
- ②小泉良幸「性同一性障害特例法の生殖不能要件の違憲性」（『令和5年度重要判例解説』憲法1）
- ③下村沙季マリ「性同一性障害特例法による生殖不能要件の憲法適合性と国際人権基準」（法学セミナー増刊 速報判例解説 vol.36 新・判例解説 Watch 281頁）
- ④西村枝美「性別不合による法的性別変更の生殖腺欠如要件違憲決定」（法学教室2024年2月号（No.521）119頁）
- ⑤阿部和文「性同一性障害特例法違憲決定」（『憲法判例百選（第8版）』21事件）

性同一性障害者特例法3条1項5号の合憲性に関する裁判例

- ⑥ 齊藤笑美子「法的性別と性自認——特例法手術要件の合憲性」(法学教室 2024年5月号 (No.524) 38頁)
- ⑦ 渡邊泰彦「性同一性障害特例法における生殖不能要件の合憲性」(私法判例リマックス 69号 10頁)
- ⑧ 森本直子「性同一性障害特例法における性別変更のための生殖腺摘出要件の合憲性」(法学セミナー増刊 速報判例解説 vol.34 新・判例解説 Watch 47頁)

以上